

○愛知淑徳大学障がい学生支援委員会規程

(設置)

第1条 愛知淑徳大学に、障がい学生支援委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、肢体に不自由のある学生・視覚に障がいのある学生・聴覚に障がいのある学生・発達に障がいのある学生及び疾病による障がいのある学生（以下、「障がい学生」という。）の教育及び学生生活の支援について審議し、障がい学生の学修環境の整備及び向上を目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい学生の支援のための基本的事項に関すること
- (2) 障がい学生の教育及び学生生活に関わる指導提言及び啓発に関すること
- (3) 障がい学生の必要とする施設設備に関すること
- (4) 障がい学生の支援に関わる関係委員会・部署との連絡調整に関すること
- (5) その他、障がい学生の支援・指導のために必要な事項
- (6) 障がいのある受験生への応対・指導に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学生部長
- (3) 保健管理室長
- (4) 健康スポーツ教育センター長
- (5) 学生相談室長
- (6) 事務局長
- (7) その他、必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第5条 前条第7号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会に幹事を置き、事務局長をもって充てる。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長が定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 議長が必要と認めたときは、委員以外の教員または事務職員を会議に出席させることができる。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を学長及び大学協議会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生部学生事務室長または教学事務室長が行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、委員会の議を経て、大学協議会が定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。